



2022年3月1日

各 位

会 社 名 セーフイー株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 佐渡島 隆平
(コード：4375 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 経営管理本部長 兼 CFO 古田 哲晴
(TEL. 03-6311-4570)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月30日開催予定の第8回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1)2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)に基づき、上場会社は、経済産業大臣・法務大臣の確認を受けることを条件として、「場所の定めのない株主総会」(いわゆるバーチャルオンリー株主総会)の開催が認められたことに伴い、定款第13条第2項を追加するものであります。バーチャルオンリー株主総会は、遠隔地の株主さまなど多くの株主さまが出席しやすくなることや新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大防止にも資すると考えております。

なお、定款第13条第2項の変更の効力は、本総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

(2)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第18条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第18条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第18条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 2022年3月30日

定款変更の効力発生予定日 2022年3月30日

以上

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集)</p> <p>第 13 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(招集)</p> <p>第 13 条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>2 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p>	
<p>第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>第 18 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>(附則)</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p>第 39 条 定款第 18 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除及び定款第 15 条 (電子提供措置等) の新設は、2022 年 9 月 1 日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、2022 年 9 月 1 日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</p> <p>3 本条の規定は、2022 年 9 月 1 日から 6 か月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>